

北九州市上下水道局請負工事検査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、北九州市上下水道局工事施行規程（昭和53年北九州市水道局管理規程第4号。以下「工事施行規程」という。）第11条第3項の規定に基づき、上下水道局が発注する請負工事（以下「工事」という。）の検査について必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工の確保及び品質の確保・向上を目的とする。

(検査の実施)

第2条 工事の検査は、工事施行規程11条第1項で定める検査員又は同条2項で委託された者が行う。

2 工事施行規程第11条第2項に規定する別に定める工事とは、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 簡易工事執行要領により契約した工事を除く、建築、電気及び機械工事

(2) 簡易工事執行要領により契約した工事を除く、土木工事

3 前項の工事の検査業務は、北九州市技術監理局に委託して行うものとする。ただし、災害等急施を要する工事及び電気、機械並びに土木の特殊な工事又はその他局長が必要と認める工事については、この限りではない。

4 北九州市技術監理局に委託する工事以外の工事については、当該工事（依頼を受けた工事を含む）の担当課長及び工事担当課長が指名する係長を検査員とする。

5 前2項にかかわらず、特に専門的知識又は技術を必要とする検査その他局長が必要と認める検査については、国又は地方公共団体その他特に認める者に委託することができる。

6 第3項の検査業務は、北九州市請負工事検査要綱に従い行うものとする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 完成検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 一部完成検査 工事全体の完成に先だって、性格上可分の工事の完成部分を確認するための検査

(3) 出来形検査 工事の完成前に部分払の必要がある場合において、工事の出来形を確認するための検査

(4) 中間技術検査 工事の施工途中における施工体制、施工手順、工程管理、出来形管理、品質管理、安全管理等の実施状況を確認するための検査

(検査の基準)

第4条 検査の実施に必要な技術基準は、北九州市請負工事検査技術基準に準じるものとする。

(検査の期間)

第5条 検査員は、完成（一部完成・出来形・中間技術）届が受理された日から14日以内に検査を行わなければならない。

(関係書類の熟知等)

第6条 検査員は、検査を行う場合は、あらかじめ検査の対象となる工事の設計図書その他の関係書類を熟知しておかななければならない。

2 検査員は、前項の関係書類に基づき厳正かつ公正な検査を行い、工事の成果の適否を判定しなければならない。

(書類による判定)

第7条 検査員は、地中、水中その他検査を行い難い部分については、監督員から工事施工の状況を聞くとともに記録写真、品質試験表その他の関係資料に基づいて、その適否を判定しなければならない。

(破壊等による検査)

第8条 検査員は、検査を行う場合において、必要があると認めるときは、構造物の安全性等を考慮して最小限度の破壊検査又は試験を行い、出来上がりの適否を判定するものとする。

(検査の立会い)

第9条 検査員は、検査を行う場合においては、工事関係職員及び受注者又はその代理人を検査に立会わせなければならない。

(修補を要する工事の検査等)

第10条 検査員は、検査の結果、工事の修補が必要であると認めたときは、受注者に対し、修補指示書により修補を指示しなければならない。

2 検査員は、修補完了が受理された日から14日以内に再検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、直ちに当該工事に係わる検査報告書を作成しなければならない。

2 検査員は、前項に規定する検査報告書を直ちに権限を有する者に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に施工中のもの及び施行日までに起工決定されたものについては、なお従前の例による。

(適用除外)

- 3 当初設計金額500万円以下の電気、機械工事については、当分の間第2条第3項の規定は適用しない。
- 4 土木工事のうち営業所起工分については、昭和64年3月31日までは、第2条第3項の規定は適用しない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施工期日)

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。